

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり公募型プロポーザル方式による技術提案を募集する。

令和8年7月8日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名 令和8年度おかやま外国人材活躍支援企業認証制度の調査業務
- (2) 業務内容 令和8年度おかやま外国人材活躍支援企業認証制度の調査業務仕様書のとおり。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年2月26日（金）まで
- (4) 委託金額（見積上限額）
1,694,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格は次に掲げる要件の全てを満たしていること。

(1) 基本的要件

- ①岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格者名簿（以下、「入札参加資格者名簿」という）に登載されている者であること。
- ②入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類4調査・研究、小分類1調査・研究（社会経済分野）」であり、格付区分がAであること。
- ③岡山県内に本店、支店又は営業所、事務所があること。
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- ⑤岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- ⑥岡山県から役務の提供の契約に係る入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
- ⑦岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- ⑧会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

(2) 技術力に関する要件

企業に対する訪問調査の知見（調査内容は、仕様書「4 調査業務の概要」に記載）を有すること。

(3) 守秘性に関する要件

- ①企業等の服務規程として、業務上知り得た情報を漏らさないという条件が満たされていること。
- ②業務に使用するコンピュータにアンチウイルスソフト導入等のセキュリティ対策措置がとられていること。

(4) 業務実績に関する要件

過去3年以内において、国又は地方公共団体等の公的機関から、企業に対する訪問調査又は通信調査等に関する委託業務を受託し、誠実に履行した実績を有していること。

3 委託契約に関する事務を担当する組織の名称等及び契約条項を示す場所

岡山県産業労働部労働雇用政策課

住所 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

電話 086-226-7391

FAX 086-226-7869

E-mail koyou@pref.okayama.lg.jp

4 仕様書等の配布期間及び場所

(1) 配付期間

本告示日から令和8年7月21日（火）まで（閉庁日を除く）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上記3の場所に同じ。なお、岡山県産業労働部労働雇用政策課のホームページからダウンロードすることができる。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/47/>

5 技術提案参加資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

①技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）

②会社概要（任意様式、既存のパンフレット等も可）

③過去の事業実績等

（任意様式、上記2（4）に関する事業の内容や成果が分かる資料）

(2) 提出部数 正本1部

(3) 提出期限 令和8年7月21日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出場所 上記3の場所に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便等、配送状況が追跡可能なものに限るものとし、提出期限までに必着）

E-mail 又は Fax による提出は受け付けない。また、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がなかったものとみなす。

(5) 技術提案参加資格要件の審査及び通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、上記2の参加資格について審査し、不適合と認められる者に対しては、その結果を通知する。

この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和8年7月27日（月）までに、上記3の宛先に E-mail 又は Fax により、説明を求める書面を提出することができる。

6 仕様等に対する質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和8年7月15日（水）午後5時まで（必着）

- (2) 質問方法
仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）により、上記3へE-mail又はFaxにより提出すること。
- (3) 回答方法
E-mail又はFaxにより回答する。
質問及び回答は、必要に応じて県ホームページに掲載することがある。
- (4) その他
選考に関し、業務委託仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

7 技術提案

上記5の資格要件審査において、技術提案への参加を認められた者のみ提出することができる。

- (1) 提出書類
 - ①技術提案参加申込書（様式第3号）
 - ②技術提案書（「技術提案書作成要領」参照）
 - ③見積書（任意様式「技術提案書作成要領」参照）
- (2) 提出部数 正本1部、副本4部
- (3) 提出期限 令和8年7月30日（木）午後5時まで（閉庁日を除く）
- (4) 提出場所 上記3の場所に同じ
- (5) 提出方法 上記5（4）に同じ
- (6) 技術提案書の説明
技術提案に参加する者は、次のとおりプレゼンテーションにより説明を行わなければならない。
 - ①日時
令和8年8月6日（木）（予定）
 - ②場所
岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁内会議室
※日時・場所の詳細は、技術提案参加者に別途連絡する。

8 採用者の決定方法

提出書類及び企画提案者のプレゼンテーションの内容により、別途設置する選定委員会で審査の上、総合的に判断して採用者を決定する。

9 委託候補者の選定及び契約の締結等

- (1) 選定方法
複数の委員で構成する選定委員会において、別に定める審査基準に基づき、上記6で提出された書類及び説明の内容を審査し、委託候補者1者を選定する。
- (2) 選定結果の通知
選定結果については、書面により通知する。
- (3) 契約の締結
委託候補者の選定後、提出された提案を基本として当該事業者と岡山県との協議の上、詳細内容を決定し、契約書により契約を締結する。
- (4) 契約保証金
岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条から第155条までの規定による。
- (5) その他
契約については、契約書に定める事項のほか、岡山県財務規則その他法令に定めるところによる。

10 その他

- (1) 当該事業に係る予算が議会において議決されることを契約締結等の条件とする。
- (2) 応募にかかる経費は、全て応募者の負担とする。
- (3) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問い合わせには応じない。
- (4) 提出された提案書類等について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- (5) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。
- (6) 提出された書類等は、契約の相手方の選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (7) 提出する提案書は、企画提案参加者ごとに1案のみとする。
- (8) 採否にかかわらず、提出書類は返却しない。
- (9) 審査経過については公表しない。
- (10) 本件手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- (12) 提出書類及び添付資料は、情報公開の請求により開示することがある。
- (13) 契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので留意すること。
- (14) 契約締結に係る経費は、全て受託者の負担とする。
- (15) 委託業務の成果は県に帰属するものとする。